

山梨県環境保全審議会廃棄物部会（第2回）次第

日 時 平成22年12月13日（月）
午後3時00分～
場 所 北別館601会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 廃棄物部会長あいさつ

4 議 事

- 1) 第2次山梨県廃棄物総合計画の目標設定の考え方について
- 2) 各主体の役割と取組むべき事項について
- 3) 廃棄物の発生抑制等のための施策について

4 閉 会

山梨県環境保全審議会廃棄物部会委員名簿

(敬称略)

職	氏名	所属等
部会長	かねこ ひでひろ 金子 栄廣	山梨大学大学院医学工学総合研究部教授
委員	あしざわ きみこ 芦澤 公子	NPO法人みどりの学校理事長
委員	いいくぼ さかえ 飯窪 さかえ	山梨県女性団体協議会会長
委員	いしい みちお 石井 通男	(株)サン・グローバル総合研究所顧問
委員	たけこし ひさたか 竹越 久高	山梨県市長会理事(山梨市長)
委員	なかむら ふみお 中村 文雄	山梨大学名誉教授
専門委員	おざわ のりお 小沢 典夫	山梨県立大学国際政策学部教授
専門委員	しらかわ けいこ 白川 恵子	生活協同組合パルシステム山梨理事長
専門委員	ながい ひろこ 永井 寛子	NPO法人スペースふう理事長
専門委員	ひがしはら きしゆ 東原 記守	(社)山梨県産業廃棄物協会会長
専門委員	もり ともかず 森 智和	山梨県環境科学研究所環境資源学研究室室長

平成22年11月10日現在 (計11名)

第1回 廃棄物部会における意見等について

1 住民の意識啓発の必要性について

- 住民の意識レベルが低いのではないか。全国的には遅れているということ、全体的に認識して、危機的に捉えるべきではないか。
- ごみの減量化や分別に対する意識が低い人をどうするかが課題であり、そういう人も含めて、よりよい啓発や推進の仕方が必要と思う。
- 各市町村が、地域住民によるリサイクルステーションやごみ収集場所の掃除など具体的な活動を通して、住民の廃棄物に対する理解を促し、ごみは自己責任だという認識を持ってもらうことにより、多くの問題が解決されるのではないか。
- 行政が委嘱した推進委員やリーダーの養成ということも必要。リーダーのような人が核になって動くことにより、市民が動いていくなききっかけ、目だしをしていくような働きかけをするべきである。意識の啓発というのは原点である。

2 廃棄物処理に係る情報提供などの必要性について

- 住民が協力して行ったリサイクルの結果というものが住民にきちんと情報提供されていない状況がある。住民の協力により、これだけ減量しているという情報提供があれば住民の意欲は高まっていくと思う。
- 更にどんな形でそれが何に費用が還元されているかということまで情報提供する必要がある。
- 情報提供の方法を統一することにより、住民により市町村間の比較が可能になる。
- 一般市民は、ごみ処理は市町村がやってくれるものだと思って、自分のこととして受け止めていない感がある。
- 市町村のごみ処理やリサイクルに掛かる経費について、もっと住民に広く分かりやすく情報提供することが必要ではないか。
- 分別がなかなか市民に浸透していかないのは、インセンティブがないため、現在はきれいに分けても評価されない。
- 住民に対し、分別した物については、アルミ缶や紙がいくらになったかを公表し、区の予算として配当している市もある。
- 容器包装リサイクル法の施行前は、地域の集落単位で回収し、集落にも回収メリットがあり、共同して取り組む意識があった。
- 行政も住民に情報提供したり、意識の面と物の面に何か見返りがあるようなシステムを行政で作っていくと、ごみの削減や分別収集の問題、地球温暖化の問題や、不法投棄の

問題について意識も高くなっていくと思う。

○県の目標を踏まえ、27市町村が計画的に実行していくことが重要。

○市町村間の格差が生じないように、相互に比較、評価できる仕組みが必要。

3 リサイクルの課題について

- 再生利用率が伸び悩んでおり、循環的利用の一層の促進が課題という中で、家庭での廃棄物の中でも容器の材料としてプラスチックが多くなっているが、その他プラスチックの分別回収、リサイクルが進まないということに問題があると思う。
- 生ごみの分別、肥料化などを進めることにより、焼却施設の効率化も図られる。
- 生ごみの処理については、家庭レベルではなく、一定のエリアを対象に実施できれば堆肥化あるいは乾燥による減量化の拡大が期待できる。また堆肥化したものの利用を促すことも必要である。
- 果樹地帯である山梨の場合、JAなどが堆肥化するなど企業の取組みが必要。
- 発生抑制のための取り組みについては、生活者レベルからいろいろな活動や取組みを進めてきているが、再生利用の分野についてはリサイクル施設や生ごみの堆肥化などの施設整備の課題がある。
- 減量化や最終処分量の削減を進めるためにも、リサイクルをいかにビジネスに絡ませていくかを考えていく必要がある。

4 住民、事業者、行政の一体となった取組みの必要性について

- 蕨崎のスーパーのように生ごみを持って行けばポイントがつくような取組みや、マイバック運動のように事業者と住民が協働して積極的に取組んだことから、非常にうまくいった。
- ごみを出さない仕組みを供給側が作り、消費者側は受け取らない「Refuse」の仕組みを作らなくてはいけない。
- マイボトル運動など事業者と一緒に、県民の意識を高めていけば、更に減量化するのではないか。

現計画の一般廃棄物の目標設定について

1 前回計画(平成14年3月策定)について

前回計画と当時の廃棄物処理状況

項目	前 計 画				前計画の目標設定の考え方
	基準年度 平成10年度		目標年度 平成23年度		
	(千トン)	%	(千トン)	%	
排出量	328		312		国の目標に準じ、H10から約5%削減
再生利用量	47	14	87	28	国の目標を基準に、当時のごみ処理広域化計画の再生利用率の考え方(H29に30%)を考慮しH10の約14%から約28%に増加
中間処理による減量	235	72	202	65	
最終処分量	46	14	23	7	H10の46千トンから23千トンに50%削減

2 現行計画(平成18年2月策定)の目標設定の考え方

○現計画の目標値

項目	現計画			
	基準年度		目標年度	
	平成15年度		平成22年度	
	(千トン)	構成(%)	(千トン)	構成(%)
排出量	348		312	
再生利用量	61	17	87	28
中間処理による減量化量	255	74	202	65
最終処分量	32	9	23	7

【資料1】

① 排出量

排出量は、H10-H14当時で増加傾向を示し、特に事業系一般廃棄物が大きく増加。こうした推移を勘案すると、旧計画の目標を目指すことは必要。このため、目標の変更は行わず、国の基本方針を踏まえ、旧計画の目標値(H10年度比H23年度約5%削減)を1年前倒しして引き継ぎ、平成15年度の排出量に対し、平成22年度には312千トンへ10.3%削減することを目標。

② 再生利用量

再生利用についても、旧計画の目標値(H10年度約14%→H23年度約28%)を1年前倒しして引き継ぎ、国の基本方針を踏まえ、再生利用率を平成15年度の17%から28%に目標設定。

③ 最終処分量

最終処分量については減少傾向にあるが、目標を達成していなかったため、目標の変更は行わず、旧計画の目標値(H10年度約46千トンをH23年度約23千トンに約50%削減)を1年前倒しして引き継ぎ、最終処分量を平成15年度の32千トンから23千トン、最終処分率を9%から7%に削減することを目標。

参 考

国の一般廃棄物の減量化の目標値

(単位100万トン/年)

	平成9年度	平成17年度	平成22年度
排出量	53	51	49
再生利用量	5.9 (11%)	10 (20%)	12 (24%)
中間処理による減量	35 (66%)	34 (67%)	31 (63%)
最終処分量	12 (23%)	7.7 (15%)	6.4 (13%)

小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

平成9年度に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約11%から約24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減

【資料2】

廃棄物処理法に基づく基本方針の改正について

1. 概要

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示第34号)について、平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、また、中央環境審議会の廃棄物処理制度の見直しに関する意見具申の内容等を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 改定のポイント

(1) 廃棄物の適正な処理の基本的な方向

○数次にわたる廃棄物処理法の改正等の対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお、廃棄物排出量の高止まり、不法投棄を始めとする不適正処理等の問題は未解決。また近年は、世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急務となっている。

○今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要がある。

○その際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながるものとなる。

(2) 廃棄物の適正な処理に関する目標

○廃棄物の減量化の目標量については、第2次循環基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、平成27年度を目標年度とする。

○一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標量は、以下のとおりとする。

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成19年度に対し、約5%削減。	平成19年度に対し、増加を約1%に抑制。
再生利用量	約25%に増加。	約53%に増加。
最終処分量	平成19年度に対し、約22%削減。	平成19年度に対し、約12%削減。

(3) 廃棄物の適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

○国の役割として、以下の事項を追加

・「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及を図ること。

○廃棄物の適正な処理を確保するための必要な体制の確保

○一般廃棄物の収集運搬に関しては、低公害車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。

○廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、地球温暖化対策にも資することから、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要。この際、利活用を効率的に行うことができるよう、分別・収集の効率化を図る。

○事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保しなければならない。

○不法投棄等の不適正処理事案への対応

○不法投棄等の不適正処理が行われた場合において、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるときは、原因者等の責任において支障の除去等の措置を行わせることを基本とし、国は、必要に応じて適切な助言等の支援を行うものとする。

(4) 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

①一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

○効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備を進める。

○一般廃棄物の焼却処理に当たっては、ごみ発電等の余熱利用に積極的に取り組む。

○し尿及び生活雑排水については、効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等の適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施する。

○し尿処理施設の整備に際しては、メタン・リン回収設備等を導入するなど、資源の有効利用を図る。

○災害時にがれき等の災害廃棄物を保管するためのストックヤードを整備する。

○ストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化を図る。

②産業廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

○悪質な不法投棄等により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっていることにかんがみ、国として、民間による処理体制確保を基本としつつ、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設の整備を推進する。

○産業廃棄物の焼却施設の整備に当たっては、熱回収が可能な施設の整備を優先する。

③地域住民に対する情報公開の促進

○産業廃棄物の多量排出事業者による減量等処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を一層推進するため、都道府県等がインターネット等により公表することが必要。

国の基本方針と廃棄物の排出等の状況

一般廃棄物

国の基本方針(現行)

○一般廃棄物の減量化の目標値 (単位100万トン)

項目	平成9年度		平成17年度		平成22年度		H9比
	排出量	構成(%)	排出量	構成(%)	排出量	構成(%)	
排出量	53		51		49		約5%削減
再生利用量	5.9	11	10	20	12	24	約24%に増加
中間処理量による減量化量	35	66	34	67	31	63	
最終処分量	12	23	7.7	15	6.4	13	概ね半分に削減

山梨県 現計画の目標値 (単位千トン)

	平成15年度(基準年度)		平成22年度(目標年度)	
	排出量	構成(%)	排出量	構成(%)
排出量	348		312	
再生利用量	61	17	87	28
中間処理量による減量化量	255	74	202	65
最終処分量	32	9	23	7

国の基本方針【改正案】

○一般廃棄物の減量化の目標値 (単位100万トン)

項目	平成19年度		平成27年度		H19比
	排出量	構成(%)	排出量	構成(%)	
排出量	51		48		約5%削減
再生利用量	10.3	20	12	25	約25%に増加
中間処理量による減量化量	34	67	31	65	
最終処分量	6.3	12	5	10	約22%削減

山梨県 一般廃棄物の排出等の状況 (単位千トン)

項目	平成19年度		平成20年度	
	排出量	構成(%)	排出量	構成(%)
排出量	339		328	
再生利用量	61	18	60	18
中間処理量による減量化量	248	73	239	73
最終処分量	30	9	29	9

産業廃棄物

国の基本方針(現行)

○産業廃棄物の減量化の目標値 (単位100万トン)

項目	平成9年度		平成17年度		平成22年度		H9比
	排出量	構成(%)	排出量	構成(%)	排出量	構成(%)	
排出量	410		439		458		約12%増に抑制
再生利用量	168	41	205	47	217	47	約47%に増加
中間処理量による減量化量	175	43	197	45	211	46	
最終処分量	66	16	36	8	30	7	概ね半分に削減

山梨県 現計画の目標値 (単位千トン)

	平成15年度(基準年度)		平成22年度(目標年度)	
	排出量	構成(%)	排出量	構成(%)
排出量	2,000		2,302	
(上下水道以外)	1,598		1,297	
再生利用量	999	50	921	40
(上下水道以外)	960	60	808	62
中間処理量による減量化量	751	38	1,213	53
(上下水道以外)	382	24	321	26
最終処分量	247	12	161	7
(上下水道以外)	247	15	161	12
その他	8		7	

国の基本方針【改正案】

○産業廃棄物の減量化の目標値 (単位100万トン)

項目	平成19年度		平成27年度		H19比
	排出量	構成(%)	排出量	構成(%)	
排出量	419		424		約1%増に抑制
再生利用量	219	52	225	53	約53%に増加
中間処理量による減量化量	180	43	181	43	
最終処分量	20	5	18	4.2	約12%削減

山梨県 産業廃棄物の排出等の状況 (単位千トン)

	平成19年度		平成20年度	
	排出量	構成(%)	排出量	構成(%)
排出量	1,891		1,841	
(上下水道以外)	1,450		1,391	
再生利用量	942	50	927	50
(上下水道以外)	904	62	900	65
中間処理量による減量化量	750	40	762	41
(上下水道以外)	347	24	339	24
最終処分量	190	10	144	8
(上下水道以外)	190	13	144	10
その他	9		8	

計画の目標設定の考え方

【資料3】

一般廃棄物

本県の廃棄物をめぐる現状や、目標に対する平成20年度の達成状況を踏まえ、県や市町村が今後とり得る施策や県民、事業者の発生抑制や再生利用の取組みが行われることを前提に、計画期間の平成27年度における望ましい水準としての目標値を設定する。

目標値については、一般廃棄物の処理について統括的な責任をもつ市町村の計画・推計や「山梨県ごみ処理広域化計画」(平成20年3月策定)等を勘案し設定する。

項 目	現 計 画		新 計 画		現 状	平成27年度の目標設定について
	基 準 年	目 標 年	基 準 年 (現況)	目 標 年		
	平成15年度	平成22年度	平成20年度	平成27年度		
	(千ト)	(千ト)	(千ト)	(千ト)		
一 般 廃 棄 物	排 出 量	348	312	328	<p>○排出量 ・排出量は、H15-H20で約6%の減少であり、目標には届かないものの、排出削減が進んできている。今後、現計画の目標達成に向け、発生抑制のための取組みを継続する。</p> <p>○再生利用量(率) ・再生利用率については、H20年度19%であり、H22年度目標の28%達成は難しい状況である。今後も分別収集やリサイクルの効果的な取組みが必要である。</p> <p>○中間処理による減量化量(率) 中間処理量＝ 排出量－(再資源化量＋最終処分量)</p> <p>○最終処分量(率) ・最終処分については排出量の減少により処分量は減少しているが、最終処分率は横ばいであり、現目標を達成するには発生抑制による排出量の削減とともに、再生利用への取組を進めていく必要がある。</p>	<p>国の基本方針の改定後の目標を参考に、今後の排出量の推移や排出抑制施策等を勘案して新たな削減目標を設定していく。</p> <p>ごみ処理広域化計画では平成29年度における再生利用率を28%と設定し資源化量を算定していることなどを踏まえ、国の方針等を参考にしながら再生利用の目標を設定していく。</p> <p>中間処理量については、排出量から再資源化量と最終処分量を差し引いた形で示される。できる限りの再資源化と最終処分の削減に努めることとする。</p> <p>今後の排出量、再生利用の状況及び最終処分量の推移などを総合的に考慮し排出抑制施策等を勘案して新たな削減目標を設定していく。</p>
	再生利用量	61	87	60		
	(再生利用率)	17%	28%	19%		
	中間処理による減量化量	255	202	239		
	(減量化率)	74%	65%	73%		
	最終処分量	32	23	29		
	(最終処分率)	9%	7%	9%		

産業廃棄物

本県の廃棄物をめぐる現状と課題や、目標に対する平成20年度の達成状況を踏まえ、県の施策や事業者の発生抑制や再生利用の取組みが行われることを前提に、計画期間の平成27年度における望ましい水準としての目標値を設定する。
 目標値については、産業廃棄物の排出量等は事業活動量に影響されることから、産業廃棄物実態調査に基づく推計結果等を勘案し設定する。

項 目	現 計 画		新 計 画		現 状	平成27年度の目標設定について
	基 準 年	目 標 年	基 準 年 (現況)	目 標 年		
	平成15年度	平成22年度	平成20年度	平成27年度		
	(千ト)	(千ト)	(千ト)	(千ト)		
産 業 廃 棄 物	排 出 量	2,000	2,302	1,841	○排出量 ・排出量については、全国では増加・横ばい傾向にあるなかで、本県では8%減少している。 下水道汚泥が予測ほど増加していないことから、これを除いたもので評価すると、概ね年次目標どおり進捗しており、今後も発生抑制の取組を継続して推進していく。 ○再生利用量(率) ・排出量の減少により再生利用量は減少傾向にあるが、再生利用率は、再生材の公共事業での積極的な活用や排出事業者及び処理業者の3Rへの取り組み意識の向上により増加している。 すでに目標を上回って再生利用が進んでいるが、引き続き再生利用を推進していくことが必要。 ○中間処理による減量化量(率) 中間処理量＝ 排出量－(再資源化量＋最終処分量) ・下水道汚泥を除いたもので評価すると概ね年次目標どおりだが、排出量の減少に比べ減量化量は減っていない。 ○最終処分量(率) ・最終処分量については目標を上回って削減が進んでいる。最終処分率については目標どおり、下水道汚泥を除いた場合は目標を上回って削減しており引き続き再生利用・中間処理を推進することにより現計画の目標を達成していく。	新たな目標設定に当たっては産業廃棄物実態調査による排出の状況や今後の推移を踏まえ、新たな削減目標を設定していく。 産業廃棄物実態調査による再生利用の状況や今後の再生利用の取組みなどを踏まえ、国の基本方針の改訂後の目標を勘案して再生利用の目標を設定していく。 今後は焼却対象物の再生利用や焼却時の廃熱利用の促進等の取り組みを進めていく。 新たな目標設定に当たっては実態調査による最終処分の状況や再生利用などの取組みによる最終処分量の減量を見込んで設定していく。
	下水道汚泥を除いた値	1,598	1,297	1,391		
	再生利用量	993	921	927		
	下水道汚泥を除いた値	960	808	900		
	(再生利用率)	50%	40%	50%		
	下水道汚泥を除いた値	60%	62%	65%		
	中間処理による減量化量	751	1,213	762		
	下水道汚泥を除いた値	382	321	339		
	(減量化率)	38%	53%	41%		
	下水道汚泥を除いた値	24%	26%	24%		
最終処分量	247	161	144			
下水道汚泥を除いた値	247	161	144			
(最終処分率)	12%	7%	8%			
下水道汚泥を除いた値	15%	12%	10%			
その他	8	7	8			

※産業廃棄物のその他は施設内に保管されたもの等処理されなかった量を示す。

※産業廃棄物の排出量については減少傾向であるが、今後、下水道の整備により上下水道に係る汚泥は増加することが見込まれる。

廃棄物処理に係る課題

次期計画での主な取組み・施策

一般廃棄物

- 生活系ごみについては、平成15年度に比して平成20年度は約6%の減少となっており、各家庭や市町村が従前から進めてきた排出削減のための取り組みを一層推進することが必要。
- 1 ごみになる物の購入を控えることや、過剰包装の商品を減らすなどの取り組みを推進していく仕組みづくりなど、県民、事業者、行政が連携した発生抑制のための取り組みの強化が必要。
- 2 未分別での排出の防止と資源化可能物の分別の徹底を図る必要がある。
- 3 減量やリサイクルなど排出削減への効果的な手法の検討が必要。

- 事業者系ごみの排出量は平成16年度をピークに、ここ数年はほぼ横ばい状況にあったが、基準年に対し平成20年度は6.4%の減少となったが、平成22年度までに20%削減する目標に比べ削減が遅れている。
- 1 事業者系ごみについては、排出事業者による減量や分別の取組みの遅れ、旅館や飲食店、観光地などからの食品残さの処理が課題であるため、そうした事業者の排出抑制やリサイクルの取組みの促進に努める必要がある。
- 2 また、事業者の取組みを促すとともに、多量排出者については処理計画及び実績報告の提出を義務付け、処理計画等に基づいた減量指導を実施していくことが必要である。

産業廃棄物

- 産業廃棄物の排出量については、平成15年度に比して、平成20年度は8%減少しており、発生抑制は進んでいると考えられるが、産業廃棄物の発生量は、経済状況等社会情勢に大きく影響を受けることから、今後も継続して発生抑制に向けた取組みを進めていく必要がある。
- ・再生利用は、再生材の公共事業での積極的な活用や排出事業者及び処理業者の3Rへの取り組み意識の向上により増加しているが、社会経済情勢の変化により、需要の減少のため再生利用が減少するおそれもある。このため、さらなる再生利用の推進のためには、再生処理対象物の拡大及び利用先の確保等の取組みの推進が必要である。

不法投棄対策

- 廃棄物の不法投棄については、県警や市町村など関係機関との連携を図る中で、不法投棄事案への迅速な対応、監視パトロールなどに積極的に取り組むとともに、廃棄物の撤去等に対して支援を行ってきたが、依然として後を絶たない状況である。
- ・今後も、地上デジタルテレビや省エネ家電製品等への買替えに伴い、廃家電等の不法投棄の増加が懸念されることから、県民も含めた不法投棄等に対する監視体制の強化、不法投棄防止や適正処理に向けた啓発など、引き続き不法投棄対策を推進していく必要がある。

- 1
 - ・ マイバグやマイはし、マイボトル、リユースびんなどの利用を促し、ごみの発生抑制を図るため、日常生活でのエコ活動を実践する「やまなしエコライフ県民運動」の推進
 - ・ 環境学習指導者(やまなしエコティーチャー)の派遣やエネルギー教育の推進など環境教育・環境学習の推進
 - ・ 生ごみの堆肥化处理のための施設整備や民間事業者との連携の検討
- 2
 - ・ 分別の正しい知識を身につけてもらうため、広報等での周知や分別説明会の実施
 - ・ 分別、資源化の実績等の状況を住民へ情報提供することによる取組みの促進
 - ・ リサイクルステーション等の拠点回収場所の増設
 - ・ ミックスペーパー、その他プラスチック、廃食用油等、収集品目の追加等により住民が分別に取組むための体制の構築
 - ・ 資源ごみ回収奨励金制度の促進や市民団体等のリサイクル活動への支援
- 3
 - ・ 住民への情報提供やごみ処理施設の見学機会の拡大により、ごみの排出量、処理経費や処分の現状を示し、ごみの減量に対する認識を高め、取組みを促進。
 - ・ ごみ処理の有料化制度の検討、導入
 - ・ ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等の育成、確保

- 事業者による取組み
 - ・ 廃棄物減量計画の作成や取組みの実践(主に多量排出事業者)
 - ・ 県、市町村のごみ減量、リサイクル、適正処分のための施策への協力
- 1
 - ・ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物との分別の徹底による適正排出
 - ・ 市町村や地域自治会との連携による資源ごみ回収への参加、協力
 - ・ 生ごみや残飯などの食品廃棄物が発生する事業所、店舗での、生ごみ処理機などの導入など減量対策の実施
- 行政による施策
 - ・ 事業者の取組みの支援のため意識向上に向けた広報や情報提供、啓発を推進
 - ・ 商工会など事業者団体を通じた取組みの働きかけ
- 2
 - ・ 多量排出事業者への減量等の指導
 - ・ ごみ処理施設での搬入検査体制の強化や搬入手数料の見直しの検討
 - ・ 事業系資源ごみの回収体制構築の支援

- ・ 産業廃棄物排出事業者の発生抑制等の取組みに対し優良事業者を認定するなどの支援
- ・ 多量排出事業者への減量等の指導の促進
- ・ 「建設リサイクル推進計画」の見直しによる建設廃棄物の有効利用の推進
- ・ 食品残さの家畜飼料(エコフィード)による有効利用の促進
- ・ PCB廃棄物、農業用プラスチックの適正処理の促進
- ・ アスベスト廃棄物等の適正処理指導の強化

- ・ 近隣都県などと広域的に連携した不法投棄対策の推進
- ・ 不法投棄廃棄物の早期発見・拡大防止・適正処理の推進
- ・ 悪質な不法投棄事案に対する行政処分や刑事告発など厳正対応

各主体の役割と取り組むべき事項

【資料5】

廃棄物の発生抑制や再生利用の取組みを一層推進するため県民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携して取組んでいく必要があることから、各主体の役割と取り組むべき事項を定める。

主体	役割	行動目標	県政モニターアンケート調査結果より 下記の取組みを行っている人と答えた人の割合		
			取り組むべき事項	取組状況 (H17)	取組状況 (H22)
県民	○県民は、日常生活に伴うごみの排出者として、発生抑制や循環的利用に努めるとともに、市町村の行う適正処理に協力する必要がある。	現計画	○買い物時の取組		
		○1人1日当たりの生活系ごみの排出量 10%(74g)削減 737g (H15) → 663g (H22) (ごみ排出量－事業系ごみ排出量－ 集団回収量) /総人口/年日数 実績本県708g (H20)、全国670g (H20)	・マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減	12.3%	83.9%
			・過剰包装や不要包装紙の拒否	14.6%	38.0%
			・簡易包装商品や使い捨て商品ではないものの優先購入	45.8%	50.0%
			・リターナブル容器の選択	35.7%	28.6%
		新計画	・詰め替え可能な商品の選択	77.1%	84.1%
			・長期使用可能な商品の選択	—	—
			・リサイクル製品の優先購入	—	—
			○使用時の取組		
		○1人1日当たりに家庭から出るごみの排出量※ % (g)削減 623g (H20) → g (H27) ※ごみの減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、国の循環型社会形成推進基本計画と指標を合わせることとする。 (ごみ排出量－事業系ごみ排出量－ 集団回収量－資源ごみ排出量) /総人口/年日数 ※目安 レジ袋 1枚 7g 白色トレイ 1枚 5g 1人1日当たり 生ごみ排出量 261g	・生ごみの減量への取組み	80.8%	87.4%
・マイばし、マイボトルの利用	—		57.7%		
・リース・レンタル品の利用	53.5%		54.6%		
・商品の長期使用	—		—		
○廃棄時の取組	・かん、ビン、ペットボトル等のリサイクルの実施	69.2%	74.2%		
	・リサイクル時に市町村の資源回収や集団回収を利用した資源物の適正な分別排出	98.1%	99.2%		
	・生ごみの減量及び堆肥化等リサイクルの実施	35.8%	37.6%		
	・フリーマーケットなどの活用	20.7%	19.9%		
○日常生活時の取組	・市町村のごみ減量、リサイクル施策への協力 ・ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等への協力、ボランティアとしての参加 ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報協力				

<p>事業者</p>	<p>○事業者は、事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、生産や流通過程の見直しを行い、廃棄物の発生抑制や循環的利用等を推進するため自主的・積極的な取組が期待されるとともに適正処分を行う必要がある。</p> <p>○なお事業者には次の立場に応じた取組が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産、流通、小売業者としての役割 ・ 排出事業者としての役割 	<p>現計画</p> <p>(H15基準 → H22目標)</p> <p>○事業系一般廃棄物排出量 20%削減 94千t (H15) → 75千t (H22)</p> <p>○産業廃棄物排出量 各産業 20%削減 1,598千t (H15) → 1,297千t (H22)</p>	<p>○生産過程の取組</p> <p>発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物が発生しにくい生産工程、製品等への改善 ・ 廃棄物が発生しにくい原材料の使用 ・ 長期使用可能な商品の開発 ・ 詰め替え商品の開発 ・ 製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えた商品の開発 ・ リサイクル製品・エコ製品等の開発 <p>循環的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工段階におけるリサイクルへの配慮 ・ 分別可能な製品の開発 ・ 建設資材等の再使用 ・ リサイクル資材の利用 ・ 消耗品類の繰り返し使用 ・ 使用済み物品や部品等の再使用の推進 ・ 副産物の有効利用 ・ 廃棄物等を直接原材料として使用 ・ 再生品を原材料として使用
		<p>新計画</p> <p>(H20基準 → H27目標)</p> <p>○事業系一般廃棄物排出量 %削減 88千t (H20) → _____千t (H27)</p> <p>○産業廃棄物排出量 各産業 %削減 1,391千t (H20) → _____千t (H27)</p>	<p>○流通過程の取組</p> <p>発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易包装の実施 ・ 包装資材、梱包材の削減 ・ 梱包材や型枠材の再使用 ・ 建設資材の運搬方法の効率化 <p>循環的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済み商品等の回収、資源化への自主的取り組み ・ 容器・包装資材等の繰り返し使用 ・ リサイクル可能な包装材の使用 ・ 再生素材を容器・包装材等として利用 ・ 梱包材や型枠材の再使用 ・ リサイクル資材・製品の利用・販売
		<p>○排出事業者としての取組</p> <p>発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 包装資材、梱包材の削減に係る検討 ・ 生ごみや残飯などの食品廃棄物が発生する事業所・店舗での生ごみ処理機などの導入 ・ 廃棄物減量計画の作成や取組みの実践(主に多量排出事業者) <p>循環的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙類、コピー用紙などの分別による資源化等、廃棄物のリサイクルの推進 ・ 消耗品類の繰り返し使用 ・ リサイクル製品・エコ商品等の使用 ・ 資源ごみの店頭回収の実施 ・ 容器・包装材の繰り返し使用 ・ 事業活動により生じる廃棄物の再生利用に向けた処理の推進(再資源化、堆肥・飼料化等) 	
			<p>○日常業務時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村のごみ減量、リサイクル、適正処分のための施策への協力 ・ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物との分別の徹底による適正排出 ・ 市町村や地域自治会との連携による資源ごみ回収への参加、協力 ・ 不法投棄防止への理解と実践、監視・通報

<p>市 町 村</p>	<p>○市町村は、その区域内における一般廃棄物について、発生抑制に係る県民、事業者の自主的な取組を促進するとともに、分別収集や再生利用など循環的利用や、廃棄物の適正処分を行う責務を有している。</p>	<p>現計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理計画の全市町村策定 47% (H17) → 100% (H22) <p>新計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し ・ 市町村自らの一般廃棄物処理事業について評価を行い、住民等に対して情報提供することによる減量等の取組みや適正処理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活系ごみの発生抑制のための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が積極的にごみの削減など環境対策に取り組めるよう、出前講座や意見交換会の実施など環境教育や啓発活動の充実 ・ 住民への情報提供やごみ処理施設の見学機会の拡大により、ごみの排出量、処理経費や処分の現状を示し、ごみの減量に対する認識を高め、取組みを促進。 ・ ごみ処理の有料化制度の検討・導入 ・ ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等の育成、確保 ○ 事業系ごみの発生抑制等のための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の取組みの支援のため意識向上に向けた広報や情報提供、啓発を推進 ・ 商工会など事業者団体を通じた取組みの働きかけ ・ 多量排出事業者への減量等の指導 ・ 搬入検査体制の強化や搬入手数料の見直しの検討 ・ 事業系資源ごみの回収体制構築の支援 ・ 学校や公共施設での生ごみ処理機の設置など減量やリサイクルの率先的な実施 ○ 再生利用の促進のための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 分別の正しい知識を身につけてもらうため、広報等での周知や分別説明会の実施 ・ 分別、資源化の実績等の状況を住民へ情報提供することによる取組みの促進 ・ リサイクルステーション等の拠点回収場所の増設 ・ ミックスペーパー、その他プラスチック、廃食用油等、収集品目の追加等により住民が分別に取組むための体制の構築 ・ 資源ごみ回収奨励金制度の促進や市民団体等のリサイクル活動への支援 ・ 生ごみの堆肥化処理のための施設整備や民間事業者との連携の検討 ○ 適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理計画の策定と計画に基づく取組みの推進 ・ 不法投棄防止対策の推進 ・ 災害廃棄物処理計画の策定と災害廃棄物に係る処理体制の整備
<p>県</p>	<p>○県は、一般廃棄物に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生、処分等の状況の把握、適正処理の推進するなど県内の廃棄物処理に係る総合調整的な役割を有している。</p>	<p>現計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物総合計画に掲げる数値目標等の達成 <p>新計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施 ・ 市町村との廃棄物に係る課題等の認識の共有と、一般廃棄物処理事業の情報提供等に取組む市町村を増加 ・ 産業廃棄物（事業系一般廃棄物も含む）の発生抑制・適正処理に積極的に取り組む事業者を増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型社会と温暖化防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイバッグ、マイはし運動など「やまなしエコライフ県民運動」の推進 ・ やまなし環境マネジメントシステムによる廃棄物の削減などの取組みの推進 ・ 環境教育・環境学習の推進 ○ 市町村に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村への適正処理のための技術的支援等 ・ 市町村の一般廃棄物処理事業の情報提供の取組みの支援・促進 ・ 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 ・ 災害廃棄物処理のための産業廃棄物協会等協定締結団体への応援要請や他市町村への協力要請のための連絡・調整 ○ 産業廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物排出事業者の発生抑制等の取組みに対し優良事業者を認定するなどの支援 ・ 産業廃棄物処理業者への適正処理の啓発・監視・指導の強化 ・ 多量排出事業者への減量等の指導の促進 ・ 建設廃棄物の有効利用の推進 ・ 家畜排せつ物の適正管理・利用の促進 ・ PCB廃棄物、農業用廃プラスチックの適正処理の促進 ・ 事前協議制度による適正な廃棄物処理施設の設置促進 ・ 公共関与による廃棄物最終処分場の整備と利用促進 ○ 不法投棄対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視体制の強化など不法投棄防止対策の推進 ・ 近隣都県との連携による越境廃棄物の適正処理の推進

廃棄物等の発生抑制等のための県施策の推進

【資料6】

対 象	目 的	施 策 項 目	
○一般廃棄物	発生抑制の推進	(1)生活系ごみの発生抑制の取組み支援	県民による発生抑制の取組みの促進と普及啓発に努めるとともに市町村に対する支援・情報提供を行う。
		(2)環境教育・環境学習の推進	一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進する。
		(3)事業系ごみの発生抑制の取組み支援	事業者による発生抑制についての自主的な取組みを促進するため、環境マネジメントシステムを導入する事業者や環境保身に資する技術・製品開発に対して支援を行う。
		(4)循環型社会と地球温暖化対策など低炭素社会に向けた取組みの推進	循環型社会の推進と地球温暖化対策など低炭素社会を実現するため、廃棄物の発生抑制やグリーン購入を推進するとともに、「やまなし環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組む。
	循環的利用の推進	(1)一般廃棄物の循環的利用の取組み推進	各種リサイクル法に基づく資源ごみの循環的利用が促進されるよう、市町村と連携・協力して県民への周知、啓発を行うとともに、市町村、事業者への情報提供やリサイクルの取組みへの支援を行う。
		(2)環境教育・環境学習の推進(再掲)	一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進する。
		(3)循環型社会と地球温暖化対策など低炭素社会に向けた取組みの推進(再掲)	循環型社会の推進と地球温暖化対策など低炭素社会を実現するため、グリーン購入を推進するとともに、「やまなし環境マネジメントシステム」により県自ら率先して省資源化やリサイクルに取り組む。
	適正処理の推進	(1)一般廃棄物の適正処理の取組み支援	一般廃棄物の適正な処理の推進のため、市町村に対する技術的支援や国の交付金等を活用した廃棄物処理施設の整備、長寿命化・延命化の支援、維持管理に対する助言を行う。
		(2)し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進	下水道整備などと連携した生活排水対策の実施により、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を推進する。
		(3)公共関与による廃棄物最終処分場の整備	公共関与による廃棄物最終処分場の管理運営及び整備を推進する。
○産業廃棄物	発生抑制の推進	(1)事業者による発生抑制の取組みの促進	事業者の生産活動や流通過程での自主的な発生抑制や減量化の取組みを推進するための支援を行う。
	循環的利用の推進	(1)産業廃棄物の循環的利用の取組み支援	建設副産物の資源化の推進や家畜排せつ物、食品残さなどの廃棄物系バイオマスの循環的利用を推進する。

対 象	目 的	施 策 項 目	
	適正処理の推進	(1) 産業廃棄物の適正処理の推進 (2) 事業者による適正処理や施設整備の促進 (3) 公共関与による廃棄物最終処分場の整備 (再掲)	<p>産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、処理業者に対し、意識啓発を行うとともに、事業所に立ち入り適正保管・処理について指導監督を行う。</p> <p>PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物や農業用廃プラスチックなどの適正処理のための費用の助成や産業廃棄物処理施設・設備整備への低利融資による支援を行う。</p> <p>公共関与による廃棄物最終処分場の管理運営及び整備を推進する。</p>
○不法投棄対策	不法投棄防止対策の推進	(1) 不法投棄未然防止対策の推進 (2) 不法投棄廃棄物の撤去・適正処理の推進	<p>不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止を図るため監視体制を強化するとともに、不法投棄防止柵等の設置支援など、県民、事業者、市町村、近隣都県などと連携した取組みを推進する。</p> <p>不法投棄等の拡大防止、適正処理を図るため、不法投棄された廃棄物について、行為者等による撤去が困難な場合において、市町村や廃棄物対策連絡協議会と連携して撤去を実施する。</p>

区分	排出量(t/年)			※一人1日排出量(g/人・日)			方法別処理量(t/年)			情報提供等の取り組み状況 〔処理経費・組合負担金等の情報提供〕 インセンティブの付与等	その他の主な取り組み		
	区分	H15年度	H20年度	増減率(%)	H15年度	H20年度	増減率(%)	区分	H15年度			H20年度	増減
16 鯉沢町		1,268	1,130	▲ 10.7	773	758	▲ 1.8	資源化	127	140	+10.2	〔富士川町〕 広報に掲載	(富士川町) 生ごみ処理機購入補助制度、リサイクルステーション増設、出前講座、廃食用油回収、子供服のリサイクル検討
	生活系	1,115	951	▲ 14.7	680	638	▲ 8.2	資源化 (再生利用率)	<10.2%>	<11.4%>	<+1.2%>		
	集団回収	0	0	-	※人口(千人)			減量化	1,010	859	▲ 15.0		
	事業系	151	179	+18.5	4	4	▲ 8.8	最終処分	129	131	+1.6		
17 早川町		428	437	+2.1	693	826	▲ 19.1	資源化	70	109	+55.7	公表していない	コンポスト購入補助制度、ごみ便利帳の配布
	生活系	341	372	+9.1	552	703	▲ 27.3	資源化 (再生利用率)	<15.5%>	<27.3%>	<+11.9%>		
	集団回収	0	0	-	※人口(千人)			減量化	316	299	▲ 5.4		
	事業系	87	65	▲ 25.3	2	1	▲ 14.0	最終処分	42	29	▲ 31.0		
18 身延町		5,504	4,586	▲ 16.7	857	802	▲ 6.5	資源化	566	928	+64.0	公表していない	生ごみ処理機購入補助制度、環境講演、イベント時にエコバック配布、生ごみ(事業系)・剪定枝回収
	生活系	4,208	3,638	▲ 13.5	655	636	▲ 3.0	資源化 (再生利用率)	<9.8%>	<19.2%>	<+9.4%>		
	集団回収	0	0	-	※人口(千人)			減量化	4,190	3,262	▲ 22.1		
	事業系	1,296	948	▲ 26.9	18	16	▲ 10.7	最終処分	748	396	▲ 47.1		
19 南部町		2,263	2,132	▲ 5.8	583	600	2.9	資源化	1,238	1,186	▲ 4.2	公表していない	生ごみ処理機購入補助制度(~H22)、古紙回収、専用袋による衣類回収
	生活系	1,983	2,015	+1.6	511	567	11.0	資源化 (再生利用率)	<54.7%>	<55.6%>	<+0.9%>		
	集団回収	0	0	-	※人口(千人)			減量化	1,025	846	▲ 7.7		
	事業系	280	117	▲ 58.2	11	10	▲ 8.2	最終処分	0	0	-		
20 昭和町		7,964	8,445	+6.0	1,358	1,377	1.4	資源化	1,488	1,284	▲ 15.1	広報に掲載	生ごみ処理機購入補助制度、剪定枝破砕機購入補助制度、「ごみの現状と出し方」講演会、廃食用油・剪定枝回収
	生活系	4,947	5,392	+9.0	844	879	4.2	資源化 (再生利用率)	<18.7%>	<15.0%>	<-3.7%>		
	集団回収	0	0	-	※人口(千人)			減量化	5,602	6,251	+11.6		
	事業系	3,017	3,053	+1.2	16	17	4.9	最終処分	874	930	+6.4		
21 道志村		288	318	+10.4	362	430	18.8	資源化	72	81	+12.5	公表していない	生ごみ処理機購入補助制度(H22~)
	生活系	288	318	+10.4	362	430	18.8	資源化 (再生利用率)	<23.9%>	<28.2%>	<+4.3%>		
	集団回収	0	0	-	※人口(千人)			減量化	198	236	+20.4		
	事業系	0	0	-	2	2	▲ 6.8	最終処分	20	1	▲ 95.0		
22 西桂町		1,806	1,670	▲ 7.5	992	949	▲ 4.3	資源化	369	281	▲ 23.8	公表していない (今後公表について検討)	生ごみ処理機購入補助制度
	生活系	1,739	1,539	▲ 11.5	955	874	▲ 8.4	資源化 (再生利用率)	<20.5%>	<16.8%>	<-3.6%>		
	集団回収	0	80	-	※人口(千人)			減量化	1,437	1,398	▲ 3.3		
	事業系	67	51	▲ 23.9	5	5	▲ 3.1	最終処分	0	0	-		
23 忍野村		2,901	3,004	+3.6	928	934	0.6	資源化	402	388	▲ 3.5	公表していない	生ごみ処理機購入補助制度、綿100%衣類・廃食用油回収
	生活系	1,962	1,903	▲ 3.0	628	592	▲ 5.7	資源化 (再生利用率)	<13.9%>	<12.9%>	<-0.9%>		
	集団回収	0	0	-	※人口(千人)			減量化	2,499	2,616	+4.7		
	事業系	939	1,101	+17.3	9	9	3.2	最終処分	0	0	-		
24 山中湖村		4,978	4,486	▲ 9.9	2,283	2,069	▲ 9.4	資源化	1,193	924	▲ 22.5	公表していない	啓発ポスターを各戸、各事業所に配布、観光シーズン前に減量化、リサイクルの呼びかけ
	生活系	2,159	2,008	▲ 7.0	990	926	▲ 6.5	資源化 (再生利用率)	<24.3%>	<20.1%>	<-4.2%>		
	集団回収	101	28	▲ 72.3	※人口(千人)			減量化	3,717	3,457	▲ 7.0		
	事業系	2,718	2,450	▲ 9.9	6	6	▲ 0.3	最終処分	68	105	+54.4		
25 鳴沢村		1,200	964	▲ 19.7	1,059	836	▲ 21.1	資源化	254	181	▲ 28.7	資源化啓発用品配布の際に資料を配付(年1回)、資源ごみ収集場所にも掲示	生ごみ処理機購入補助制度、コンポスト用薬剤、EMボカシ等消耗品への補助制度、衣類回収
	生活系	739	618	▲ 16.4	652	536	▲ 17.9	資源化 (再生利用率)	<21.2%>	<18.8%>	<-2.4%>		
	集団回収	0	0	-	※人口(千人)			減量化	879	692	▲ 21.3		
	事業系	461	346	▲ 24.9	3	3	2.1	最終処分	67	91	+35.8		
26 富士河口湖町		12,175	12,566	+3.2	1,329	1,330	0.0	資源化	1,838	1,850	+0.7	広報に掲載	生ごみ処理機購入補助制度、地区リサイクルセンターでの生ごみ・衣類・廃食用油・剪定枝回収 資源ごみ回収自治会等への補助金交付
	生活系	7,455	6,621	▲ 11.2	814	701	▲ 13.9	資源化 (再生利用率)	<15.6%>	<14.7%>	<-0.9%>		
	集団回収	253	435	+71.9	※人口(千人)			減量化	9,728	10,158	+4.4		
	事業系	4,467	5,510	+23.3	25	26	3.4	最終処分	608	558	▲ 8.2		
27 小菅村		374	327	▲ 12.6	978	1,001	2.4	資源化	80	112	+40.0	公表していない	生ごみの分別収集、生ごみ処理用バケツの格安配布
	生活系	355	317	▲ 10.7	928	970	4.5	資源化 (再生利用率)	<23.3%>	<34.3%>	<+10.9%>		
	集団回収	0	0	-	※人口(千人)			減量化	193	139	▲ 28.0		
	事業系	19	10	▲ 47.4	1	1	▲ 14.4	最終処分	101	76	▲ 24.8		
28 丹波山村		348	299	▲ 14.1	1,071	1,074	0.3	資源化	35	54	+54.3	公表していない (今後広報等で公表予定)	生ごみ処理機購入補助制度、分別収集の徹底、資源ごみの収集
	生活系	348	299	▲ 14.1	1,071	1,074	0.3	資源化 (再生利用率)	<10.1%>	<18.1%>	<+8.0%>		
	集団回収	0	0	-	※人口(千人)			減量化	280	167	▲ 40.4		
	事業系	0	0	-	1	1	▲ 14.1	最終処分	33	78	+136.4		
市町村計		347,905	327,834	▲ 5.8	1,076	1,032	▲ 4.1	資源化	61,355	59,668	▲ 2.8		
	生活系	238,115	224,998	▲ 5.5	737	708	▲ 3.9	資源化 (再生利用率)	<17.3%>	<18.5%>	<+1.2%>		
	集団回収	16,177	15,248	▲ 5.7	※人口(千人)			減量化	254,364	239,454	▲ 5.9		
	事業系	93,613	87,588	▲ 6.4	888	870	▲ 1.7	最終処分	32,166	28,714	▲ 10.7		
全国(千t)		54,271	48,106	▲ 11.4	1,163	1,033	▲ 11.1	資源化	9,157	9,776	+6.8		
	生活系	34,492	31,177	▲ 9.6	739	670	▲ 9.3	資源化 (再生利用率)	<16.8%>	<20.3%>	<+3.5%>		
	集団回収	2,829	2,926	+3.4	※人口(千人)			減量化	36,662	32,799	▲ 10.5		
	事業系	16,950	14,003	▲ 17.4	127,507	127,530	0.0	最終処分	8,452	5,531	▲ 34.6		